

健康診査項目の見直しについて(案)

(1)臨床検討会において承認された健康診査項目及び回数
(緊急措置事業に係る健康診査要領第6第3項に基づく健康診査)

項 目	医療手帳交付者 (健康管理調査対象者を除く) (新)	医療手帳交付者 (健康管理調査対象者を除く) (旧)
問診	1年に1回	1年に1回
神経内科診察	1年に1回	1年に1回
耳鼻咽喉科診察・検査	—	—
小児科神経発達検査	1年に1回	1年に1回
ジフェニルアルシン酸検査	1年に1回	1年に1回
脳血流シンチ検査	<u>2年に1回</u>	<u>1年に1回</u> (2回続けて無所見だった場合は、次回実施しない)
頭部MRI検査	<u>2年に1回</u>	<u>初回のみ</u> (以後、有所見者のみ)
脳波検査	—	—
甲状腺機能検査	—	—

(2)健康診査実施機関(平成29年度)

健康診査実施機関 (新)	健康診査実施機関 (旧)
<ul style="list-style-type: none"> ○筑波大学附属病院 ○茨城県立こども病院 ○総合病院国保旭中央病院 ○神栖済生会病院 <u>○茨城県立医療大学付属病院</u> ※特定診療実施機関：白十字総合病院 ※小児特定診療実施機関：神栖済生会病院 	<ul style="list-style-type: none"> ○筑波大学附属病院 ○茨城県立こども病院 ○総合病院国保旭中央病院 ○神栖済生会病院 ※特定診療実施機関：白十字総合病院 ※小児特定診療実施機関：神栖済生会病院